

令和 6 年度

法学部法律専門職専攻

新 3・4 年生対象

# 演習科目 内容紹介

応募期間:3月4日(月)15時~8日(金)12時50分

応募方法:K-SMAPY II (アンケート機能)

選考結果発表:3月12日(火)20時 (予定)

発表方法:K-SMAPY II

## 注意事項

- ◇ 履修要綱に記載があるように、演習科目を履修するにあたり、修得しておくべき科目がありますので、3月4日(月)の成績を各自確認のうえ、ご応募ください。
- ◇ K-SMAPY II のアンケート機能を使った応募となります。間違って送信してしまっても応募期間内であれば何度でも修正することはできます。
- ◇ 募集枠に余りがある場合に限り、3月15日(金)12時~21日(木)12時50分の日程で第2期募集を行う予定です。第2期募集の実施は確実ではなく、希望するクラスで募集が実施されない場合もありますので、ぜひ今回の第1次募集で応募するようにしてください。

# 令和 6 年度・法律専門職専攻「応用演習」内容紹介

公開予定の令和 6 年度版講義概要(シラバス)に準拠

## ≪ 目次 ≫

「憲法応用演習Ⅰ」平地 秀哉	3ページ
「憲法応用演習Ⅱ」平地 秀哉	4ページ
「刑法応用演習Ⅰ」甘利 航司	5ページ
「刑法応用演習Ⅱ」甘利 航司	6ページ
「民法応用演習Ⅰ」川村 尚子	7ページ
「民法応用演習Ⅱ」川村 尚子	9ページ
「行政法応用演習Ⅰ」高橋 信行	11ページ
「行政法応用演習Ⅱ」高橋 信行	12ページ
「争点研究演習(会社法A)」大島一輝	13ページ
「争点研究演習(会社法B)」大島一輝	14ページ

## ≪ 開講科目 ≫

H30 年度(2018 年度)～入学者		～H29 年度(2017 年度)入学者	
担当者	科目名(前期/後期)	担当者	科目名(通年)
平地秀哉	憲法応用演習Ⅰ(前期) 憲法応用演習Ⅱ(後期)	平地秀哉	憲法応用演習
甘利航司	刑法応用演習Ⅰ(前期) 刑法応用演習Ⅱ(後期)	甘利航司	刑法応用演習
川村尚子	民法応用演習Ⅰ(前期) 民法応用演習Ⅱ(後期)	川村尚子	民法応用演習Ⅰ
高橋信行	行政法応用演習Ⅰ(前期) 行政法応用演習Ⅱ(後期)	高橋信行	争点研究演習(行政法)(～H27/2015) 行政法応用演習(H28/2016～)
大島一輝	争点研究演習(会社法A)(前期) 争点研究演習(会社法B)(後期)	大島一輝	会社法応用演習(～H27/2015) 争点研究演習(会社法)(H28/2016～)

※カリキュラム上、入学年度によって科目名は異なりますが、内容は同じです。

科目名	担当教員
(専) 憲法応用演習 I (対面授業予定)	平地 秀哉

### 講義概要

#### 📌 授業のテーマ

憲法解釈論の実践的応用

#### 📌 授業の内容

1・2年次開講の憲法の授業では、憲法規定を出発点とし、その意味について学習してきたが、本演習では、そこで得た知識をもとに、具体的な事例から出発して、その中に存在する憲法問題を発見し、適切な解決を導くことを通じて、より多角的な憲法の理解を目指すことを目的とする。授業の方法は、①事前に K-SMAPY II を通じて事例問題が示される、②受講者各自が授業前に課題への回答を作成する、③授業時に受講者が各自の回答に基づく意見を示しお互いに議論する、という一連の流れに基づく授業を行う予定である。

#### 📌 到達目標

##### 【知識・理解】

- ・ 具体的事例の中に含まれる憲法問題を説明することができる。

##### 【思考・判断】

- ・ 具体的事例の解決に必要な憲法解釈論を指摘することができる。

##### 【技能・表現】

- ・ 自己の意見を適切な憲法解釈を用いて表現することができる。

#### 📌 受講に関するアドバイス

受講者は教科書・参考書等を用いて自分なりの意見を形成し、それを適切に文章化しなければならない。また、課題には必ず参考文献の表記をつけなければならない。

#### 📌 成績評価の方法・基準

評価方法	割合	評価基準
平常点	100%	課題の提出状況と内容を考慮して評価する。

※すべての授業に出席することが原則であり、出席自体を加点の対象とすることはできません。

※履修している学生に対して事前に説明があった上で、変更される場合があります。

#### 📌 教科書

以下の参考文献等をもとにして作成のうえ、適宜配布する。

#### 📌 参考文献

書名	著者名	出版社	備考
Law Practice 憲法	笹田栄司	商事法務	
憲法解釈演習[第2版]	棟居快行	信山社	
LAW IN CONTEXT	松井茂記	有斐閣	
事例問題から考える憲法	松本和彦	有斐閣	

科目名	担当教員
(専) 憲法応用演習Ⅱ (対面授業予定)	平地 秀哉

### 講義概要

#### 📌 授業のテーマ

憲法解釈論の実践的応用

#### 📌 授業の内容

1・2年次開講の憲法の授業では、憲法規定を出発点とし、その意味について学習してきたが、本演習では、そこで得た知識をもとに、具体的な事例から出発して、その中に存在する憲法問題を発見し、適切な解決を導くことを通じて、より多角的な憲法の理解を目指すことを目的とする。授業の方法は、①事前にK-SMAPYⅡを通じて事例問題が示される、②受講者各自が授業前に課題への回答を作成する、③授業時に受講者が各自の回答に基づく意見を示しお互いに議論する、という一連の流れに基づく授業を行う予定である。

#### 📌 到達目標

##### 【知識・理解】

- ・ 具体的事例の中に含まれる憲法問題を説明することができる。

##### 【思考・判断】

- ・ 具体的事例の解決に必要な憲法解釈論を指摘することができる。

##### 【技能・表現】

- ・ 自己の意見を適切な憲法解釈を用いて表現することができる。

#### 📌 受講に関するアドバイス

受講者は教科書・参考書等を用いて自分なりの意見を形成し、それを適切に文章化しなければならない。また、課題には必ず参考文献の表記をつけなければならない。

#### 📌 成績評価の方法・基準

評価方法	割合	評価基準
平常点	100%	課題の提出状況と内容を考慮して評価する。

※すべての授業に出席することが原則であり、出席自体を加点の対象とすることはできません。

※履修している学生に対して事前に説明があった上で、変更される場合があります。

#### 📌 教科書

以下の参考文献等をもとにして作成のうえ、適宜配布する。

#### 📌 参考文献

署名	著者名	出版社	備考
Law Practice 憲法	笹田栄司	商事法務	
憲法解釈演習[第2版]	棟居快行	信山社	
LAW IN CONTEXT	松井茂記	有斐閣	
事例問題から考える憲法	松本和彦	有斐閣	

科目名	担当教員
(専) 刑法応用演習 I (対面授業予定)	甘利 航司

## 講義概要

### ◆授業のテーマ

刑法各論の応用問題

### ◆授業の内容

-刑法各論 I と II の続きにあることを扱う

具体的には①社会的法益と②国家的法益を扱う

そのうえで、③個人的法益に関するところで、盛んに議論されている箇所を扱う

### ◆到達目標

-刑法の応用的な議論を理解することができる

条文をもとに、判例を批判し、自分なりの意見を述べるができる

各種判例について正確に理解したうえで、報告をすることができる

### ◆授業時間外の学習方法

-新聞記事をよく読みましょう。私文書偽造罪などは、教科書を読んでも良く分かりませんが、新聞記事で登場する実際の事案は非常に分かりやすいものです。

### ◆受講に関するアドバイス

毎回の出席が求められるものです（無断欠席は許されません）

原則として、毎回において、受講生の報告により進んでいくものです。そのため、適宜、報告があたります。

もともと、内容は、できるだけ平易にしていき、分かりやすい解説をしていきたいと思っています。

### ◆成績評価の方法・基準

評価方法	割合	評価基準
平常点	100%	出席を前提にしたうえで報告や発言により成績を決めます。

※すべての授業に出席することが原則であり、出席自体を加点の対象とすることはできません。

※履修している学生に対して事前に説明があった上で、変更される場合があります。

### ◆教科書

-参考文献は、本庄武編著『ベイスン刑法各論』（八千代出版）

\*購入の必要はありません

科目名	担当教員
(専) 刑法応用演習Ⅱ (対面授業予定)	甘利 航司

### 講義概要

#### ☛ 授業のテーマ

刑法各論の応用問題

#### ☛ 授業の内容

- 刑法各論ⅠとⅡの続きにあることを扱う
- 具体的には①社会的法益と②国家的法益を扱う
- そのうえで、③個人的法益に関するところで、盛んに議論されている箇所を扱う

#### ☛ 到達目標

- 刑法の応用的な議論を理解することができる
- 条文をもとに、判例を批判し、自分なりの意見を述べるができる
- 各種判例について正確に理解したうえで、報告をすることができる

#### ☛ 授業時間外の学習方法

- 新聞記事をよく読みましょう。受託収賄罪などは、教科書を読んでも良く分かりませんが、新聞記事で登場する実際の事案は非常に分かりやすいものです。

#### ☛ 受講に関するアドバイス

- 毎回の出席が求められるものです（無断欠席は許されません）
- 原則として、毎回において、受講生の報告により進んでいくものです。そのため、適宜、報告があたります。
- もともと、内容は、できるだけ平易にしていき、分かりやすい解説をしていきたいと思っています。

#### ☛ 成績評価の方法・基準

評価方法	割合	評価基準
平常点	100%	出席を前提にしたうえで報告や発言により成績を決めます。

※すべての授業に出席することが原則であり、出席自体を加点の対象とすることはできません。

※履修している学生に対して事前に説明があった上で、変更される場合があります。

#### ☛ 教科書

-参考文献は、本庄武編著『ベシス刑法各論』（八千代出版）

\*購入の必要はありません

科目名	担当教員
(専) 民法応用演習 I (対面授業予定)	川村 尚子

## 講義概要

### ◆授業のテーマ

民法（財産法）の発展的な学修

### ◆授業の内容

民法（財産法）に関する最高裁判例および事例問題の分析・検討を演習形式で行う。これによって、民法の基礎知識を深め、定着させるとともに、各制度間の関係を理解できるようになる。具体的には、①担当グループは、割り当てられた最高裁判例または事例問題について調べ、レジュメを作成し、報告をする。②最高裁判例の報告の場合には、当該事案の特徴、なにがどのように問題となっているか（法律問題）を明らかにしたうえで、最高裁がどのような解決方法を提示したか、そのルール of 妥当性・射程などについて議論をし、理解を深める。事例問題の報告の場合には、事例を分析し、どの条文のルール（判例法理も含む）を適用することができそうか、適用するに当たって何が問題となるか（法律問題）を明らかにしたうえで、当該ルールを使ってどのように解決を図ることができるかを議論をし、理解を深める。

### ◆到達目標

- ①判例の読解力を身に着ける。
- ②事例問題を分析し、解決方法を検討し、具体的事案に当てはめてその解決の仕方を論理的に文章で示す力を身に着ける。
- ③文献の調査能力を強化する。
- ④民法の知識を深める。
- ⑤報告後の議論を通じて、議論ないし討論という形式のコミュニケーション方法に慣れるとともに、その能力を身に着ける。

### ◆授業時間外の学習方法

報告の担当をしている場合には、報告予定日までの数週間は、情報収集・整理・レジュメの作成に十分な時間を割り、他の受講生に分かりやすく説明できるようにしてきてください。報告を担当しない授業回であっても、すべての受講生に判例または事例問題を事前に検討し、教科書で関連するルールについて確認してくることを求めます。議論を成立させるには、報告担当者だけでなく、フロアの学生にも一定の知識があることが不可欠だからです。

### ◆受講に関するアドバイス

演習では、教員は、オブザーバーであるため、こちらから講義をすることはほとんどないと思ってください。このため、学生自身による積極的な参加が求められます。

### ◆成績評価の方法・基準

評価方法	割合	評価基準
平常点	100%	授業時の質疑・応答の積極性、授業時の発言内容および提出物の内容の精確さ、報告準備への取組み姿勢、報告内容の分かりやすさや精確さについて総合的に評価します。

※すべての授業に出席することが原則であり、出席自体を加点の対象とすることはできません。

注意事項	演習であるため、原則、欠席不可。やむを得ない理由により欠席する場合には、川村まで事前に直接連絡をすること。
------	---

※履修している学生に対して事前に説明があった上で、変更される場合があります。

### ◆教科書

教科書の指定は、特にありません。

●参考文献

署名	著者名	出版社	備考
民法・判例百選 I (第9版)	道垣内 弘人ほか編	有斐閣	
民法・判例百選 II (第9版)	窪田 充見ほか編	有斐閣	
問題演習 基本七法	法学教室編	有斐閣	
リーガル・リサーチ&リポート -- 法学部の学び方 第2版	田高 寛貴, 秋山 靖浩 ほか	有斐閣	
ひとりで学ぶ民法	山野目 章夫, 横山 美 夏他	有斐閣	



科目名	担当教員
(専) 民法応用演習Ⅱ (対面授業予定)	川村 尚子

## 講義概要

### ◆授業のテーマ

民法（財産法）の発展的な学修

### ◆授業の内容

民法（財産法）に関する最高裁判例および事例問題の分析・検討を演習形式で行う。これによって、民法の基礎知識を深め、定着させるとともに、各制度間の関係を理解できるようになる。具体的には、①担当グループは、割り当てられた最高裁判例または事例問題について調べ、レジュメを作成し、報告をする。②最高裁判例の報告の場合には、当該事案の特徴、なにがどのように問題となっているか（法律問題）を明らかにしたうえで、最高裁がどのような解決方法を提示したか、そのルール of 妥当性・射程などについて議論をし、理解を深める。事例問題の報告の場合には、事例を分析し、どの条文のルール（判例法理も含む）を適用することができそうか、適用するに当たって何が問題となるか（法律問題）を明らかにしたうえで、当該ルールを使ってどのように解決を図ることができるかを議論をし、理解を深める。

### ◆到達目標

- ①判例の読解力を身に着ける。
- ②事例問題を分析し、解決方法を検討し、具体的事案に当てはめてその解決の仕方を論理的に文章で示す力を身に着ける。
- ③文献の調査能力を強化する。
- ④民法の知識を深める。
- ⑤報告後の議論を通じて、議論ないし討論という形式のコミュニケーション方法に慣れるとともに、その能力を身に着ける。

### ◆授業時間外の学習方法

報告の担当をしている場合には、報告予定日までの数週間は、情報収集・整理・レジュメの作成に十分な時間を割り、他の受講生に分かりやすく説明できるようにしてきてください。報告を担当しない授業回であっても、すべての受講生に判例または事例問題を事前に検討し、教科書で関連するルールについて確認してくることを求めます。議論を成立させるには、報告担当者だけでなく、フロアの学生にも一定の知識があることが不可欠だからです。

### ◆受講に関するアドバイス

演習では、教員は、オブザーバーであるため、こちらから講義をすることはほとんどないと思ってください。このため、学生自身による積極的な参加が求められます。

### ◆成績評価の方法・基準

評価方法	割合	評価基準
平常点	100%	授業時の質疑・応答の積極性、授業時の発言内容および提出物の内容の精確さ、報告準備への取組み姿勢、報告内容の分かりやすさや精確さについて総合的に評価します。

※すべての授業に出席することが原則であり、出席自体を加点の対象とすることはできません。

注意事項	演習であるため、原則、欠席不可。やむを得ない理由により欠席する場合には、川村まで事前に直接連絡をすること。
------	---

※履修している学生に対して事前に説明があった上で、変更される場合があります。

### ◆教科書

教科書の指定は、特にありません。

参考文献

署名	著者名	出版社	備考
民法・判例百選 I (第 9 版)	道垣内 弘人ほか編	有斐閣	
民法・判例百選 II (第 9 版)	窪田 充見ほか編	有斐閣	
問題演習 基本七法	法学教室編	有斐閣	
リーガル・リサーチ&リポ ート -- 法学部の学び方 第 2 版	田高 寛貴, 秋山 靖浩 ほか	有斐閣	
ひとりで学ぶ民法	山野目 章夫, 横山 美 夏他	有斐閣	

科目名	担当教員
(専) 行政法応用演習 I (対面授業予定)	高橋 信行

### 講義概要

#### 📌 授業のテーマ

行政法判例演習

#### 📌 授業の内容

判例の読解を中心として、法的問題点について参加者全員で議論する。原則として対面方式で実施するが、特別の事情がある場合には、オンラインで開催することもある。

#### 📌 到達目標

行政法の基礎理論を学んだ上で、判例評釈の方法をマスターする。

#### 📌 授業時間外の学習方法

報告準備や課題につき、最低でも週 2-3 時間の予習が必要である。また、グループ報告（判例評釈）については、最低でも計 12 時間の予習・グループ作業を行うことが求められる。

#### 📌 受講に関するアドバイス

行政法の基礎知識(行政法総論にかかわる部分)については必ず予習しておくこと。特に行政法 1A/1B を受講していない者は基本書・教科書で独習することが望ましい。また、行政法 2A/2B、行政組織法・地方自治法も必ず受講すること。

#### 📌 成績評価の方法・基準

評価方法	割合	評価基準
平常点	100%	授業に参加した上で、授業時の発言、報告の内容、予習課題への解答等を考慮して成績を評価する。

※すべての授業に出席することが原則であり、出席自体を加点の対象とすることはできません。

注意事項	積極的に授業に参加しない者や無断欠席を繰り返す者は減点とするので十分注意すること。
------	---

※履修している学生に対して事前に説明があった上で、変更される場合があります。

#### 📌 教科書

高橋信行「新訂 行政法」(放送大学出版会 2022 年)

行政判例百選 I・II(第 8 版)

その他に、演習で取り扱う判例集を別に配布する。

科目名	担当教員
(専) 行政法応用演習Ⅱ (対面授業予定)	高橋 信行

### 講義概要

#### ☛ 授業のテーマ

行政法判例演習

#### ☛ 授業の内容

判例の読解を中心として、法的問題点について参加者全員で議論する。原則として対面方式で実施するが、特別の事情がある場合には、オンラインで開催することもある。

#### ☛ 到達目標

行政法の基礎理論を学んだ上で、判例評釈の方法をマスターする。

#### ☛ 授業時間外の学習方法

報告準備や課題につき、最低でも週 2-3 時間の予習が必要である。また、グループ報告（判例評釈）については、最低でも計 12 時間の予習・グループ作業を行うことが求められる。

#### ☛ 受講に関するアドバイス

行政法の基礎知識(行政法総論にかかわる部分)については必ず予習しておくこと。特に行政法 1A/1B を受講していない者は基本書・教科書で独習することが望ましい。また、行政法 2A/2B、行政組織法・地方自治法も必ず受講すること。

#### ☛ 成績評価の方法・基準

評価方法	割合	評価基準
平常点	100%	授業に参加した上で、授業時の発言、報告の内容、予習課題への解答等を考慮して成績を評価する。

※すべての授業に出席することが原則であり、出席自体を加点の対象とすることはできません。

注意事項	積極的に授業に参加しない者や無断欠席を繰り返す者は減点とするので十分注意すること。
------	---

※履修している学生に対して事前に説明があった上で、変更される場合があります。

#### ☛ 教科書

高橋信行「新訂 行政法」(放送大学出版会 2022年)

行政判例百選Ⅰ・Ⅱ(第8版)

その他に、演習で取り扱う判例集を別に配布する。

科目名	担当教員
(専) 争点研究演習 (会社法 A) (対面授業予定)	大島 一輝

## 講義概要

### 授業のテーマ

会社法判例研究

### 授業の内容

会社法の著名な裁判例を題材に議論します。

また、最新の企業法務の話題についても、適宜扱います。

### 到達目標

取り上げた裁判例について、どのようなことが争点とされたのか、裁判所はどのような理由付け・結論を示したのかを説明することができる。さらに、それらに対する自分の意見を述べることができる。

### 授業時間外の学習方法

取り上げる裁判例につき、判決文や下記掲載の参考文献に目を通す、関連する論文や判例評釈を見ておくなど、事前の予習が求められます。

### 成績評価の方法・基準

評価方法	割合	評価基準
平常点	100%	報告の内容、議論対象についての理解度、および発言の積極性を、総合的に評価します。

※すべての授業に出席することが原則であり、出席自体を加点の対象とすることはできません。

注意事項
毎回の出席を前提とします。

※履修している学生に対して事前に説明があった上で、変更される場合があります。

### 教科書

教科書を使用する予定はありません。

### 参考文献

署名	著者名	出版社	備考
会社法判例百選	神作裕之ほか編	有斐閣	第4版
令和元年改正会社法2	別冊商事法務編集部編	商事法務	別冊商事法務454号

科目名	担当教員
(専) 争点研究演習 (会社法 B) (対面授業予定)	大島 一輝

### 講義概要

#### ☛ 授業のテーマ

会社法判例研究

#### ☛ 授業の内容

会社法の著名な裁判例を題材に議論します。  
また、最新の企業法務の話題についても、適宜扱います。

#### ☛ 到達目標

取り上げた裁判例について、どのようなことが争点とされたのか、裁判所はどのような理由付け・結論を示したのかを説明することができる。さらに、それらに対する自分の意見を述べることができる。

#### ☛ 授業時間外の学習方法

取り上げる裁判例につき、判決文や下記掲載の参考文献に目を通す、関連する論文や判例評釈を見ておくなど、事前の予習が求められます。

#### ☛ 成績評価の方法・基準

評価方法	割合	評価基準
平常点	100%	報告の内容、議論対象についての理解度、および発言の積極性を、総合的に評価します。

※すべての授業に出席することが原則であり、出席自体を加点の対象とすることはできません。

注意事項	毎回の出席を前提とします。
------	---------------

※履修している学生に対して事前に説明があった上で、変更される場合があります。

#### ☛ 教科書

教科書を使用する予定はありません。

#### ☛ 参考文献

署名	著者名	出版社	備考
会社法判例百選	神作裕之ほか編	有斐閣	第4版
令和元年改正会社法 2	別冊商事法務編集部編	商事法務	別冊商事法務 454号